

お知らせ

都市計画道路の一部区域廃止により建築制限が無くなりました

～ 香芝市における長期未着手の都市計画道路の見直しを実施しました ～

平成28年3月28日に、下記の都市計画道路（3路線区間、延長約3.4km）の区域廃止の告示を行いました。廃止した路線区間については、都市計画法第53条による建築の許可を受ける必要がなくなりましたので、お知らせします。

凡例

 建築制限が無くなった路線区間

分川関屋線

（近鉄関屋駅付近
～ 分川池北端付近）

（旧）鎌田穴虫線の一部

（国道168号狐井交差点
～ 国道165号交差箇所）

（旧）磯壁北今市線の一部

（葛城市境 ～ 市道9-187号線交差箇所）
※（旧）県道下田良福寺線

< 詳細についての問い合わせ先 >

香芝市 都市創造部 都市計画課

【住所】〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地 【電話】0745-76-2001(代)

【e-Mail】tokei@city.kashiba.lg.jp

【FAX】0745-78-3830(代)